

令和7年度区のまちづくりに関するワークショップ開催支援業務委託企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年2月12日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

令和7年度区のまちづくりに関するワークショップ開催支援業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するもの。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託名 | 令和7年度区のまちづくりに関するワークショップ開催支援業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別添仕様書(案)参照のこと。 |
| (3) 委託期間 | 契約日から令和7年7月31日まで |
| (4) 概算予算額 | 総額3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内 |
| (5) 支払条件 | 完了後払い |
| (6) 契約保証 | 契約保証金(契約金額(消費税及び地方消費税を含んだ額)の100分の10以上の額)
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。 |

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(平成元年市規則第63条。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格名簿」という。)に登載され、「役務」部門の業種「イベント」業種細区分「イベント」に登録のあること。
- (3) 参加申請書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (4) 委託事務事業の執行の適正化に関する規程(昭和58年市訓令甲第20号)第10条第1項に定める市内業者であること。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	令和7年2月12日（水）～令和7年3月4日（火）
仕様書（案）等に関する質問受付	令和7年2月12日（水）～令和7年2月25日（火） 午後5時15分まで
仕様書（案）等に関する質問回答	令和7年2月28日（金）午後3時頃掲載予定
参加申請書の提出	令和7年2月12日（水）～令和7年3月4日（火） 午後5時15分（必着）
企画提案書の提出	令和7年3月12日（水）～令和7年3月14日（金） 午後5時15分（必着）
ヒアリングの実施	令和7年3月21日（金）頃を予定
審査結果の通知	令和7年3月24日（月）頃を予定

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

- ホームページアドレス <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000067856.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付ける。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

（1）受付方法

質問票【様式4】により、電子メールで岡山市政策局政策部政策企画課へ提出すること。なお、送信後は同課まで電話により電子メール着信の確認を行うこと。

- 電子メールアドレス：seisakukikaku@city.okayama.lg.jp
- 直通電話番号 086-803-1040

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ回答を掲載する。

- ホームページアドレス <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000067856.html>

7 参加申請書の提出

（1）提出方法

岡山市政策局政策部政策企画課宛に持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、封筒に「令和7年度区のまちづくりに関するワークショップ開催支援業務委託 参加申請書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

（2）提出書類

企画競争参加申請書【様式1】 1部

(3) 注意事項

- ① 連絡先（電話番号、メールアドレス等）を記入すること。
- ② 仕様書等に関する質問回答を確認の上、提出すること。
- ③ 参加申請書の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届【様式5】を提出すること。

8 企画提案書の提出

(1) 提出方法

岡山市政策局政策部政策企画課宛に持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、封筒に「令和7年度区のまちづくりに関するワークショップ開催支援業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により郵送すること。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書提出書【様式2】 1部
- ② 企画提案書【様式3】 9部（正本1部、副本8部）
- ③ 見積書【様式6】 1部

(3) 注意事項

- ① 企画提案書提出書【様式2】には、連絡先（電話番号、メールアドレス等）を記入すること。
- ② 仕様書等に関する質問回答を確認の上、提出すること。
- ③ 企画提案書【様式3】は、提案者が判別できるような記載（会社名、部署名等）をしないこと。
- ④ 見積書【様式6】については、本業務の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、見積総額として合計金額を明記すること。
- ⑤ 提出する提案書は、提案者ごとに1案のみとする。
- ⑥ 提出期限までに提出されなかった提案者は、いかなる理由があっても特定されない。
- ⑦ 提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。
- ⑧ 提出書類は原則としてA4版両面使用・縦置き横書き・左綴じとすること。ただし、説明のためやむをえない場合、A3版横折に一部変更することは差し支えないものとする。

9 特定方法等

(1) 審査体制

本市が設置する、「令和7年度区のまちづくりに関するワークショップ開催支援業務委託企画競争審査委員会」（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ① 委員会は、「8 企画提案書の提出（2）提出書類」に掲げる書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ② 委員会は、評価基準をもとに100点満点で審査し、得点により最適な提案者及び

次順位の提案者（次点）を特定する。

- ③ 審査の結果、得点が同点となり最適な提案者が特定できない場合は、「(4) 評価基準」の「業務全般」及び「企画内容」の合計点が最も高い提案者を最適な提案者とする。
- ④ ③の結果、得点が同点となり最適な提案者が特定できない場合は、「企画内容」の合計点が最も高い提案者を最適な提案者とする。
- ⑤ ④の結果、得点が同点となり最適な提案者が特定できない場合は、くじ引きにより最適な提案者を特定する。

(3) ヒアリングの実施

- ① ヒアリングの詳細な日時、場所については別途通知する。
- ② ヒアリングの出席者は3名以内とし、説明者は本業務の担当者とする。
- ③ ヒアリングは、提出された企画提案書に基づき行うものとし、資料の追加及びモニター、プロジェクター等の機器を用いての説明は認めない。

(4) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

なお、合計点が60点を下回った場合は、最適な提案者として特定しない。

(5) 提案者の失格

契約の締結までに応募者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは特定しなかったことを書面で通知する。

10 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で特定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、「9 特定方法等（5）提案者の失格」に掲げる失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

1 1 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出等に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、事業受託者の特定以外には使用しない。
- (3) 特定しなかった提案者の提案書は、原則として返却します。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) その他、この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市契約規則」及び「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」に定めるところによる。
- (9) 令和7年2月議会定例市議会において、本事業に係る令和7年度当初予算の議決が得られないとき又はその予算の執行の承認が得られないときは、契約を締結しない。なお、その場合の提案者における損害については、岡山市は一切負担しない。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市政策局政策部政策企画課（岡山市役所本庁舎5階）

担当：岡

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：(086) 803-1040

FAX：(086) 803-1732

電子メール：seisakukikaku@city.okayama.lg.jp